

平成 22 年度 クールシティ推進事業 [地下水等活用型・地中熱利用型]

募 集 要 領

1. 目 的

ヒートアイランド現象は大都市をはじめとして中小都市でも現われており、この現象により、熱帯夜の増加、エネルギー消費の増大をもたらす等の悪影響が生じています。ヒートアイランド現象を緩和するため、平成 16 年 3 月に「ヒートアイランド対策大綱」がまとめられ、その中で、「水の活用による対策の推進」が策定されました。

また、平成 19 年 6 月閣議決定の「21 世紀環境立国戦略」において、温暖化対策とヒートアイランド対策は今後 1、2 年で重点的に着手すべき戦略と位置付けられました。

これらに対応するにあたり、地下水及び地中熱等の活用が期待されていますが、活用に当たっては、地盤沈下防止のための地下水採取規制の実施や渇水時等における地盤沈下の発生状況、地下水・地盤への影響に配慮する必要があります。本事業は、有益性の反面、地盤環境への影響に対する知見に極めて乏しい、地下水・地中熱等を活用したヒートアイランド対策技術について、環境への悪影響を及ぼさない実施条件等を、実証により確立することを目的とするものです。

2. 応募対象事業

(1) 応募対象技術の要件

クールシティ推進事業の対象実証項目および要件は、次表に掲げるものとします。

実証項目	事業の要件
高負荷の放熱等による影響把握	<ul style="list-style-type: none">地盤への過負荷運転（採放熱井の使用本数を絞るなど）が実験的に実施できる施設であること。地盤温度の変化・熱交換量の関係等について現地でのデータ取得が可能であること。取得データを用いて地盤の熱変化などの推計が可能であること。

- 地下水、地中熱利用による地盤への熱影響等と同様の状況を再現できることが認められる施設であれば、地下水・地中熱を利用する事業以外でも対象となります。
- 過年度に事業採択された者の応募は妨げません。
- 実証項目に該当する適切な事業の応募がない場合は採択しない場合があります。

(2) 応募対象地域

地下水・地中熱等を活用したヒートアイランド対策の効果及び地盤環境への影響等の解析・評価が可能な地域であること。

(3) 観測地点の要件

地下水・地盤環境へ及ぼす影響及びその他の影響の把握にあたっては、事業による影響の程度が把握できる地点及び事業による影響が及ばないバックグラウンド地点を設定して測定することを基本とします。

① 影響地点の測定

対象技術の実施により地下水・地盤環境及びその他の環境が変化すると予想される地点においてその変化の程度を測定すること。

② バックグラウンド地点の測定

対象技術の実施による環境影響の程度を把握するため、対象技術の影響が及ばないバックグラウンド地点において地下水・地盤環境及びその他の環境の状況を測定すること。

(4) 評価項目の要件

本事業における評価項目は以下の3項目とし、そのために必要な項目についてそれぞれ測定を行うものとします。

① 対策効果

対策の実施によるヒートアイランド現象の緩和効果である、表面温度の低下の程度、顕熱の削減量、人工排熱の削減量等とともに、CO₂の削減量、経済効果等についても把握すること。

② 環境負荷

対策の実施に伴うエネルギー消費、水等の資源の消費等を把握すること。

③ 環境影響(一次的影響、二次的影響)

事業実施による一次的影響として、地下水位、地下水温・地中温度、地下水質等の地盤環境への影響について把握すること。

また二次的影響として、汚濁物質の排出、騒音・振動等その他の環境影響が考えられる場合にはその影響を把握すること。

なお、対策技術が普及した場合の広域的な効果や影響についても推定すること。

3. 応募者の範囲

限定はありません。(ただし、地方公共団体を除く。)

4. 応募者の要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当します。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）」に基づく指名停止を応募時点において受けていない者であること。

5. 契約等の条件

(1) 実施期間等

- ① 実施期間は原則として単年度(平成22年度)とします。
- ② 本事業は環境省が業務発注する請負契約(単年度)によるものとし、契約額の上限は20,000千円/件とします。
- ③ 具体的な契約金額については、請負契約の手續段階において事業実施計画を精査の上決定します。また、金額は審査の結果、熟度や具体性等に応じて変更される場合もあります。

(2) 費用負担の区分及び支払条件

- ① 環境省は以下の経費区分のうち、本事業の実施における観測や評価のために必要な費用を負担します。但し、事業終了後に資産として残る施設整備や備品等の購入費は対象としません。

<経費区分>

人件費、旅費、印刷製本費、機器の借料・損料、消耗品費、賃金、雑役務費、一般管理費。

- ② 環境省が負担する費用は調査・観測に要する費用で、具体的には以下のとおりです。
 - i) データ収集・解析に要する費用(測定機器の借用料・据付・維持管理・撤去費用を含む)
 - ii) 観測井戸(熱交換井戸又は地下水揚水井戸は除く)の掘削(調査終了後は原状回復を原則とします)
 - iii) 指示等により運転方法等をケーススタディとして設定する場合の増加した設備費や運転経費なお、ヒートアイランド対策そのものに係る資機材の設置費用・運転費用・維持費用・撤去費用等は含みません。
- ③ 事業に要した費用は、事業終了後に検査を受け、検査に合格した後、請求書を受理してから30日以内に支払われます。(前払い、中間払いは行いません)

6. 応募の方法

(1) 応募書類の提出方法

別添の応募様式及び関連資料各1部を11.の応募先まで電子メール、ファクシミリ、郵便(宅配便でも可)のいずれかで提出していただきます。

なお、電子メールでは大容量（概ね2MB以上）のファイルは受信できません。また、郵送の場合はその旨連絡していただきます。

(注)提出書類は返却いたしません。

(2) 応募書類の記載内容

- ① 応募対象技術の要件に関する事項（事業の名称、地下水・地盤環境への影響等の概要等）
- ② 応募者の要件に関する事項（応募者の名称等）
- ③ 応募事業の概要（事業の目的及び概要、応募理由等）
- ④ 事業の実施体制（応募者の所在地、担当者連絡先、事業の内容について指導を受ける学識者等）
- ⑤ 対策技術の概要（対策施設・機器の構成、対策施設・機器の諸元、水源等の概要等）
- ⑥ 対象地域の概要（地勢・気象の状況、地質・地盤の状況、地下水の状況等）
- ⑦ 想定される対策効果、環境負荷及び環境影響
- ⑧ 評価の概要（測定項目及び測定方法、評価項目及び評価方法）
- ⑨ 事業スケジュール(平成22年度の事業スケジュール)
- ⑩ 本事業実施に関わる所要経費(見込み)
- ⑪ その他説明資料

7. 応募の締め切り

平成22年3月3日（水曜日）17:00必着

8. 選考の方法

(1) 書類選考

別添応募様式にて応募していただいた提出書類について、「応募対象技術の要件」及び「応募者の要件」を審査し、これらの要件を満たす応募者を選考します。

(2) 審査会による選考

書類選考により要件を満たしている案件について、外部有識者によるヒアリング審査（パワーポイント等を使用し、発表・質問を含め20分程度のプレゼンテーション）（以下「審査会」）を行い、その結果をもとに採択する事業を決定します。

(3) 審査項目

審査会においては、以下の項目について審査します。

- ① 事業目的の妥当性(高負荷の放熱等による影響把握等)
- ② 対策の効果(ヒートアイランド現象の低減、CO₂の削減、経済効果等)
- ③ 対策の適用性(他の施設や地域における適用性等)
- ④ 環境への影響(地下水・地盤環境への影響の程度等)
- ⑤ 事業の具体性(事業実施の確実性、測定・評価計画の具体性、測定費用等)

(4) 選考結果

- ① 書類による選考結果は、応募者に対しメール及び文書にて連絡します。同時にヒアリング審査を行う応募者には、ヒアリング日程等の詳細を連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには応じられません。
- ② 審査会による選考結果は、ヒアリング審査を行った応募者に対しメール及び文書にて連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには応じられません。
また、採択された応募者については、応募者の名称、事業の名称等を環境省のホームページ等を通じて公表します。

9. スケジュール

スケジュールは概ね以下のとおり想定しています。

平成 22 年 2 月 8 日	募集開始
平成 22 年 3 月 3 日	募集締め切り
平成 22 年 3 月上旬	書類選考結果の通知及びヒアリング日程の通知
平成 22 年 3 月 10 日	審査会(ヒアリング)による選考
平成 22 年 3 月中旬	選考結果の通知
平成 22 年 3 月～4 月	事業実施計画書の作成・承認・契約手続き
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	事業の実施
平成 22 年 11 月	事業の中間報告
平成 23 年 3 月	事業結果の取りまとめ、評価

[事業のフロー]

別紙参照

10. その他

- (1) 特許に関する事項がある場合は、事前に調整をすませてください。
- (2) 本事業に関する情報については可能な限り公開とします。なお、公開できない事情がある場合は環境省担当者と協議していただきます。
- (3) 本事業の成果は環境省に帰属します。学会発表・論文発表等を行う場合は事前に環境省担当者と協議していただきます。
- (4) 本事業及び対象となるヒートアイランド対策の実施によって生じたトラブルについては環境省は一切の責任を負いません。
- (5) 本調査の実施は平成 22 年度予算案が原案どおり可決されることが前提です。

11. 担当及び応募先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

クールシティ推進事業 [地下水等活用型・地中熱利用型] 担当：辻、中島

Tel 03-5521-8308

Fax 03-3501-2717

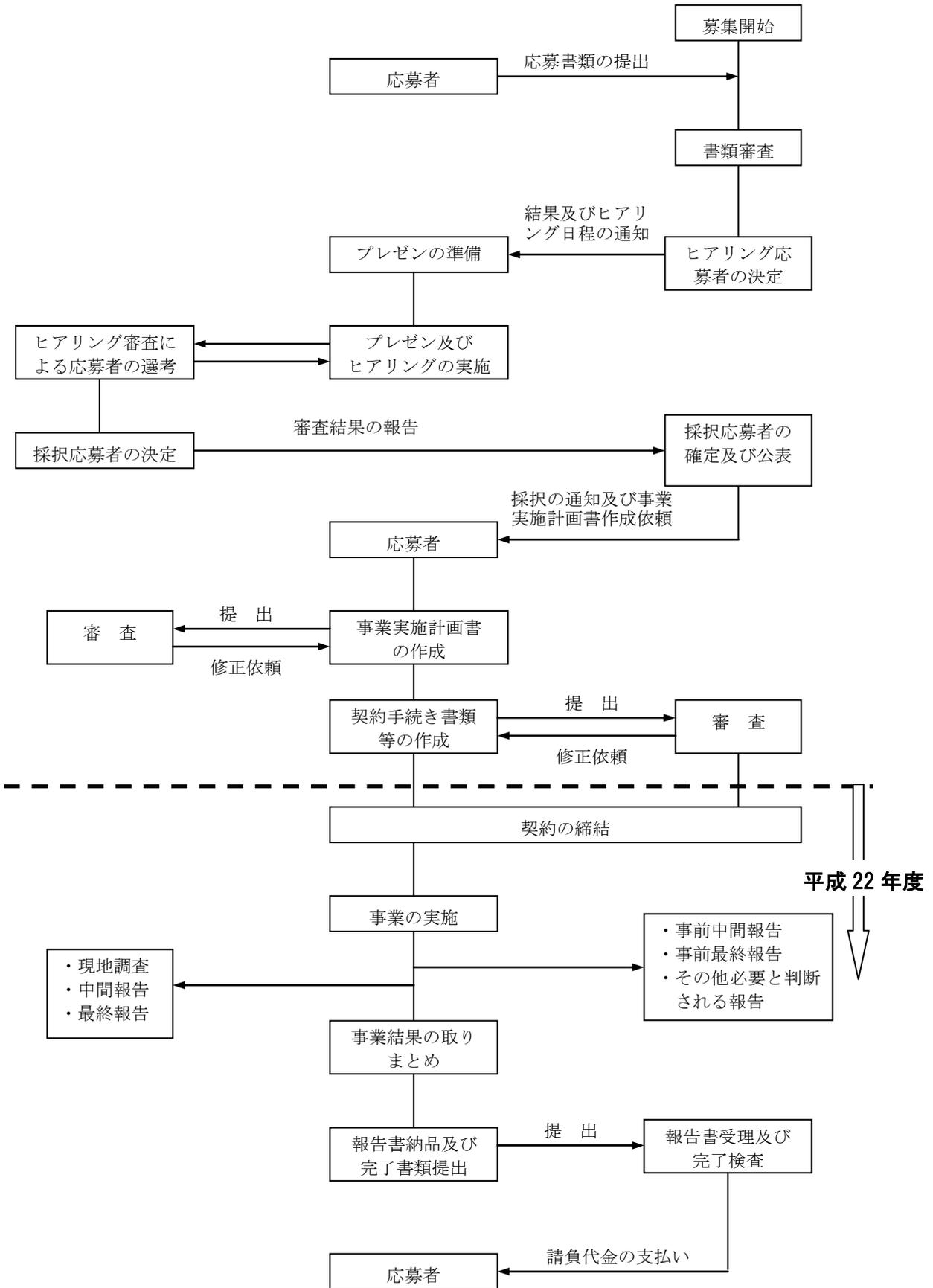
電子メール mizu-chikasui@env.go.jp

(別添) 応募用様式

審査会

応募者

環境省



平成 22 年度